

令和6年9月吉日

保護者 各位

岡崎市立恵田小学校
校長 岡本 弘恵

学校における災害対応と児童生徒等の安全確保について

秋冷の候、皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

「学校における災害対応」の内容について、岡崎市教育委員会より、指示が出されました。変更内容に即した文書を改めて配付します。「3 地震発生時及び『南海トラフ地震臨時情報』が発表された際の岡崎市の学校における授業等の取扱いについて」の項目には、変更があります。下線で示してありますので、ご確認ください。よろしくお願ひします。

なお、この文書はホームページにも記載してありますので、ご利用ください。

記

1 気象警報・注意報の発表区分

①岡崎市の気象区分

「愛知県全域」>「愛知県西部」>「西三河南部」>「岡崎市」

②風水害情報の伝達

防災ラジオや市の防災緊急メール「防災くん」（要登録）

テレビ、ラジオ、ホームページ（市、気象庁、学校）

2 台風等異常気象時の対応

(1) 暴風（暴風雪）警報発令時の対応

①登校以前に、岡崎市に暴風（暴風雪）警報が発表されている場合

ア 午前6時までに警報が解除された場合は平常通り始業する。

イ 午前11時までに暴風（暴風雪）警報が解除された場合は、午後1時から始業する。

ウ 午前11時以降、警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪、土砂崩れなどにより、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし、登校させない。（学校にその旨を連絡）

※始業式や終業式など、半日日課のときには、「午前11時」は、原則、「午前8時」とする。

②登校後に暴風（暴風雪）警報が発令された場合

ア 気象状況や通学路の状況を見て、安全な帰宅が可能だと校長が判断したときには、授業を中止して下校となる。

イ 通学路が危険である、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、児童は機となり、必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

※ 学校のこれらの対応については、学校ホームページ、学校情報メールでお伝えします。暴風（暴風雪）警報が出たら、学校ホームページでもご確認ください。

(2) 「特別警報」が発表された場合

①登校以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

ア 児童を登校させない。

イ 特別警報解除後も、児童が安全に登校できると判断されるまでは、登校しない。

②登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合

ア 学校は、即刻授業を中止し、災害及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並

びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。(学校待機、避難場所への移動、保護者への引き渡し等)

イ 児童待機の場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況を把握し、児童が安全に下校できると判断できるまでは下校させない。

ウ 保護者は、学校情報メール・学校ホームページ・学校からの電話連絡等で知らされる対応を行う。

(3) 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により、児童の安全確保に困難が予想される場合(学校情報メール・学校ホームページ・電話連絡等で登校の可否について知らせる)

①学校は、学校周辺の災害状況を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。

②学校は、学校周辺の地域、及び通学路の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、当該児童を自宅待機とし、登校させない。

③学校は、学校周辺及び児童の居住地、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童を校内待機とする。必要な場合は、迎えを依頼する。

3 地震発生時及び「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の岡崎市の学校における授業等の取扱いについて

(1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

①児童が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

①原則として、通常どおりの教育活動を行う。

②校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

①原則として、通常どおりの教育活動を行う。

②校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ。校外で活動中の場合は、いつでも帰宅できるよう準備する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

①児童生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒を速やかに帰宅させる。

②校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。

③部活動については、実施しない。

④学校は、学校立地条件(土砂災害警戒区域なども含む)や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合は、臨時休校とする。

※安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。

(5) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

①通常どおりの教育活動を行う。

※土砂災害警戒区域については、学校等の状況に応じて、対応する。

4 その他

- ・保護者の皆様に迎えを依頼する場合があります。学校情報メール・学校ホームページを通してお知らせします。こうした場合には、できる限り早く迎えに来てください。また、こどもの家の利用も原則できませんので、ご承知おきください。